

協議第 4 5 号

平成 1 5 年 1 2 月 4 日 確認

各種事務事業の取扱い（文化振興関係）について

各種事務事業の取扱い（文化振興関係）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 4 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第45号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
文化振興関係

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	文化振興関係	分科会	文化振興分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 文化団体の育成	<p>文化団体として主に下記の団体があり、その育成に努めている。</p> <p>○津市文化芸術団体連盟 津日本画協会ほか18団体(美術・文芸・舞台芸術・生活文化)。</p> <p>○津文化協会 個人会員及び団体会員で構成 津市市民文化祭や津市美術展覧会、津市音楽祭に協力。</p> <p>○補助金 津市文化芸術団体連盟 津文化協会</p>	<p>文化団体として下記の団体があり、その育成に努めている。</p> <p>○久居市文化協会 個人会員で構成。 地域の文化の向上と構成団体の育成及び会員相互の交流を図るため、山野草展、美術展及び文化祭を主催するほか、四季の彩り祭り及び久居市展に協力を行っている。</p> <p>○各地区公民館自主グループ 各地区公民館講座修了生による自主的な講座グループ活動への育成・支援。</p> <p>○補助金 久居市文化協会</p>	<p>○河芸町文化協会 41団体(美術・芸術・生活文化等)。</p> <p>団体会員で構成。 町民文化祭に協力(会場準備・作品管理)。</p> <p>○補助金 河芸町文化協会 別途サークル補助としても交付</p>	<p>○芸濃町文化協会 現在、生活文化部門の8団体及び、音楽芸能部門の10団体の18団体で構成される。主に、町民文化祭において各団体会員の発表を中心に、その他、町内に施設の慰問、町内の施設での展示発表など、個々に各団体でも活動を行っている。</p> <p>運営は、文化協会の基金をもつて運営される。</p>	<p>文化協会として18サークルがあり、その育成に努めている。</p> <p>○美里村文化協会 個人会員及び団体会員で構成。 美里村文化まつりに協力、独自で文化発表会を開催。</p> <p>○補助金 美里村文化協会</p>	<p>安濃町芸術文化協会 平成15年10月に設立。 44団体加入。</p> <p>○補助金 安濃町芸術文化協会</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 新たに制度を制定する(合併と同時)
-------	-----------------------

構 成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
	文化協会、連盟等の組織が存在しないため、団体が各自で活動をしている。 ※町文化祭等に参加 一志中学校文化少年団に社会教育事業補助金として補助金を交付している。 ・生活デザイン部 ・プラスバンド部 ・科学部 ・美術少年団 ○補助金 中学校文化少年団活動補助金 プラスバンド部 生活デザイン部 美術少年団 科学部	-	○美杉村文化活動振興会 ・23団体加入・会員数300名 美杉村内の芸術・文化の普及並びに振興に努め、地域文化の向上に寄与する。 ○補助金 美杉村文化活動振興会 ○美杉連山のろし太鼓の育成支援補助金	○補助金交付要綱を制定し、対象団体を規定する。 ○補助対象団体は、新市全域を対象区域とする文化活動団体の連合組織に支援を行っていく方向で調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	文化振興関係	分科会	文化振興分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 指定文化財等の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財への補助金交付(定額) ・市指定文化財保存経費補助金(防虫剤・防湿剤などの日常管理を対象)及び市指定文化財流儀保存・後継者養成補助金。 ・文化財修理補助金交付 ・需要文化財専修寺御影堂修理工事が平成19年まで継続、県指定・市指定毎年数件あり。 ・史跡保存整備委託(草刈り等を地元自治会又は業者に委託) ・12箇所の内8箇所を、地域の文化財愛護をしてもらう意味で地元自治会等に委託、4箇所を業者に委託。 ・無形文化財・伝統芸能・有形文化財の記録作成(未指定文化財を含む)。 ・市所有文化財の管理・修理 ・国及び地域登録文化財の保護管理 ・H13年度三重大学三翠会館が国の登録有形文化財に市内で初めて登録。市内の他の候補として、三重刑務所正門、水道資料館などがある。 ・国、県、文化関係財団の補助事業関係事務(主に地域の民俗芸能、伝統的技術の継承が対象)。 ・伝統文化保存団体等活動整備事業。 ・ふるさと文化再興事業マスタープラン。 ・先進地視察、講演会、ニュース発刊等の活動支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財への管理報償【定額】 ・一件あたりでなく1団体or1所有者あたり。 ・史跡維持管理、除草等委託(草刈り等を地元自治会又は業者に委託)。 ・3箇所を地域の文化財を愛護してもらう意味で地元自治会等に委託 ・無形文化財・伝統芸能・有形文化財の記録作成(未指定文化財を含む)を検討中。 ・市所有文化財の管理・修理申請があれば審議のうえ予算措置を行う。 ・平成13年度 子午の鐘補修 ・平成14年度 木造城跡石碑改修 ・伝統的民俗行事の保存、啓発、後継者育成。 ・〇かんこ踊り保存連絡会 ・市内のかんこ踊り保存会で構成。 ・伝統芸能の保存継承と会員の親睦を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財の「ざるやぶり神事」「粥占い」「尾前神社獅子舞」保存活動に補助金を交付。 ・平成14年度実績 ・「ざるやぶり神事」一色会 ・「尾前神社獅子舞」東千里獅子神楽保存会 ・「粥占い」北黒田自治会 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度に初めて町指定有形文化財を指定したため、補助に関する要綱を検討中であるが、国、県指定の天然記念物、史跡については、保存整備のための補助を配当をしている。 ・芸濃町資料館…建物自体が大正時代の建造物であり、近代建築物としての価値があるとの見解があり、維持等について検討中である。 ・現在、『芸濃町文化財保護条例』を全面改正し、文化財指定の選定を検討しているが、保護に対する交付要綱については、現在検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡保存整備委託(草刈り等を業者に委託)。 ・無形文化財の保存活動に補助金交付(かんこ踊り等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・町指定文化財の管理者へ年額で管理助成金として交付(安濃町所有分を除く)。 ・国指定史跡明台古墳の草刈(年2回)。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	11. 新たに制度を制定する(合併と同時)			
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財補助金交付 ・文化財修理補助金交付 ・文化財の管理地域の民俗芸能、伝統的技術の継承が対象 ・獅子舞保存会 ・宮踊り 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財への補助金交付 町指定文化財保存経費補助金 波瀬 安楽寺 小山 青巖寺 日置 平楽寺 (防虫剤、防湿剤などの日常管理を対象)。 ・史跡保存整備 草刈等をシルバー人材センターに委託 (団地内の古墳等) 現時点では、町内での登録文化財は未登録。 無形文化財(伝統芸能)への補助金交付による助成。 野口御神楽保存会 其村獅子舞保存会 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財への補助金交付(定額) 町指定文化財保存経費補助金(防虫剤・防湿剤などの日常管理を対象) ・文化財修理補助金交付 県指定文化財建造物の修理事業 ・文化財保護事業の実施 仏像及び収蔵庫の燻蒸事業(平成13年度) ・町内において登録文化財の指定手続き中、及びその候補として、川口公民館、旧ハツ山村役場、旧倭村役場などがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財への補助金交付(美杉村教育委員会が必要と認める場合) ・史跡保存整備委託(国史跡、霧山場周辺整備) ・現在「めがね橋」を登録申請。 ○県指定文化財への補助事業 ・牛蒡祭 ○村指定文化 ・丹生俣獅子舞事業補助金 ・三多気 精進祭 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財の補助金については、補助効果を勘案しつつ、補助基準・率などを設定し、要綱を制定する。 ○民俗芸能伝承活動補助金等については、各市町村間でばらつきが大きく、また、明確な基準がないことから、基準を見直し検討する。